

2月の お知らせ

- ・鍋田支所 68-8001
 - ・総合福祉センター 65-8103
 - ・総合社会教育センター 65-0002
 - ・図書館 65-1117
 - ・歴史民俗資料館 65-4355
 - ・同報無線確認電話 65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。
(市外局番 0567)

information

2月の お知らせ

☎ 問い合わせ先 申 申し込み先
✉ メール HP ホームページ FAX FAX
提出 提出先

▼仮庁舎における配置

仮移転先	移転先配置
図書館棟(本庁舎棟南)	(1階) 宿直室 ※保健センターは変更なし (2階) 税務課 会計課 ※図書館と図書館事務室は変更なし (3階) 市民課 保険年金課 児童課 福祉課 介護高齢課 収納課 ☎65-1111 ☎67-4011 ※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。
十四山支所	(1階) 副市長室 下水道課 土木課 都市計画課 農政課 商工観光課 環境課 (※十四山支所の業務 (地域市民G・地域福祉G)は 変更なし ☎52-2111) (2階) 市長室 秘書企画課 総務課 危機管理課 庁舎建設準備室 (3階) 財政課 監査委員事務局 議場および議会事務局 ☎65-1111 ☎52-3276
総合社会教育センター	(1階) 学校教育課 ☎65-1111 ☎67-0062 ※生涯学習課は変更なし ☎65-0002 ☎65-1777

お詫びと訂正
1月号4ページに掲載いたしました教育長の新年のあいさつにつきまして誤りがありました。
誤：服部 儋風 正：服部 儋風
お詫びして訂正いたします。

2月28日まで 平成29年度 結婚新生活支援補助金 申請受付中!!

市内での新生活を始められる方、この機会にぜひご活用ください!

市では、結婚に伴う新生活のスタートを後押しするため、新居となる住宅の購入費や賃料、引越しにかかった費用について、1世帯当たり**24万円**を上限として補助金を交付しています。

対象となる世帯

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ①平成29年4月1日から平成30年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦の年齢(補助金交付申請時)がいずれも満50歳未満であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ②結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
- ③夫婦の年間所得合計(平成28年分)が340万円未満であること。(※1、※2)
※1 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出。
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ④他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。



対象となる経費

平成29年1月1日から平成30年2月28日までの間に支払った、市内で新たに新居となる住宅の取得費用や賃借費用(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)、市内の新居への引越費用(引越業者または運送業者への支払いに係る実費)



申請期限

2月28日(ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。)

申請に必要な書類

補助金交付申請書、婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本、夫婦2人分の所得証明書(平成28年分)、住宅の売買契約書・賃貸借契約書および領収書、引越しに係る領収書、住宅手当支給証明書、離職票など

申・問 市役所秘書企画課(内線224)

お知らせします

弥富市国民健康保険 特定健康診査 結果説明会

特定健康診査の結果が届いたら、生活習慣の見直しのチャンスです。健診結果をもつ一度じっくり見て、より健康になる方法を一緒に考えましょう。

▼とき 3月15日(木)
午前9時30分～11時45分

▼ところ 保健センター

▼対象者 弥富市国民健康保険加入中の40歳～74歳の方で、平成29年度に特定健診を受診された方

▼定員 25名

▼内容 健診結果の正しい見方と、生活習慣予防のワンポイントアドバイス

・災害時の口腔ケア、知ってて良かった誤嚥性肺炎予防、健診結果にあわせた個別相談、特定保健指導

▼参加費 無料

▼持ち物 健康手帳(保健センターで発行されたもの)、特定健康診査の結果表、筆記用具

▼申込期間 2月21日(水)～3月6日(火)

申・問 市役所保険年金課
(内線124)

戦没者などの遺族の皆さんへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日(月)までに、ご請求ください。

※既に申請手続きがお済みの方は、改めてお手続きをいただく必要はありません。

▼支給対象者
平成27年4月1日(基準日)にお

いて、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。

▼支給対象者遺族の順位

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)前記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

▼支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債
問 市役所福祉課
(内線162・164)

民生委員・児童委員が 代わりました

平成29年12月1日付けで弥富学区の民生委員・児童委員が次のとおり代わりましたので、お知らせします。

担当地区	前任	新任
中六4.5 (敬称略)	伊藤 せつ子	山森 真美

問 (民生委員に関すること)
市役所介護高齢課
(内線172・173)

【児童委員に関すること】
市役所児童課(内線151)